

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p><u>第3章 議員の役割（第3条―第5条）</u></p> <p><u>第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備（第5条の2）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>（議会の役割及び活動原則）</p> <p>第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市政の課題について<u>先進事例等の調査</u>を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>第3章の2 災害及び健康危機等発生時における議会の体制整備</p> <p><u>第5条の2 議会は、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生による緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の安全及び安心を確保</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p><u>第3章 議員の役割（第3条―第5条）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>付則</p> <p>（議会の役割及び活動原則）</p> <p>第2条 議会は、合議制である議会の特性を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>（3） 市政の課題について<u>調査</u>を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>（4） 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p><u>するため、市長その他の執行機関と連携及び協力をし、その迅速な活動が図られるよう、大規模災害、重大な健康被害等の危機の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(議会活動の報告等)</u></p> <p>第14条 議会は、<u>市民に対して積極的に議会活動に関する報告を行い</u>、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</p>	<p><u>(議会報告会の開催)</u></p> <p>第14条 議会は、<u>必要に応じて議会報告会を開催し</u>、市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるものとする。</p>